

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1 本（キャップ通しについては 1 個）につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1 本につき 30 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1 本につき 46 銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1 本につき 53 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1 本につき 65 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき 27 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき 57 銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき 72 銭
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1 個につき 49 銭

(注)「カプラー差し」は端子を 1 本につき、「チューブ通し」はチューブを 1 本につきの金額をいう。

4 効力発生の日 令和 5 年 5 月 5 日